

## 消防機関以外に属する救急救命士の業務の質の向上と活用等に関する協議会 規則

### 第 1 条（名称）

本協議会は消防機関以外に属する救急救命士の業務の質の向上と活用等に関する協議会（仮称）（以下、本協議会と略す）と称する。

### 第 2 条（目的）

本協議会は、「消防機関以外に属する救急救命士の業務の質の向上と活用等に関する議論と提言をすること」を目的とする。

### 第 3 条（事業）

本協議会は、第 2 条の目的を達成するために必要な事項を検討し、実施する。

### 第 4 条（本協議会の構成）

本協議会は会長 1 名、委員 15 名以内で構成される。

### 第 5 条（会長の任命）

会長は委員の中から選出される。

### 第 6 条（規則の変更）

本協議会の規則は、協議会の議を経て変更することができる。

### 第 7 条（事務局）

本協議会は、第 2 条の目的を達成するために事務局を置く。事務局は一般社団法人日本救急医学会事務所に置く。

### 付則

この規則は平成 31 年 4 月 24 日より施行する。